2　出力三万キロワット以上九十万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	二十二万七千三百円（電子申請による場合にあっては、二十一万八千百円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十八万七千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万八千円）
3　出力九十万キロワット以上のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	三十九万四千六百円（電子申請による場合にあっては、三十七万六千円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	三十三万七千百円（電子申請による場合にあっては、三十一万八千五百円）
（二）　ボイラー		
1　蒸発量百五十トン毎時未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
2　蒸発量百五十トン毎時以上二千七百トン毎時未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	二十二万七千三百円（電子申請による場合にあっては、二十一万八千百円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十八万七千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万八千円）
3　蒸発量二千七百トン毎時以上のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	三十九万四千六百円（電子申請による場合にあっては、三十七万六千円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	三十三万七千百円（電子申請による場合にあっては、三十一万八千五百円）
（三）　独立加熱器	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
（四）　蒸気貯蔵器	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	九万三千六百円（電子申請による場合にあっては、八万四千四百円）
（五）　液化ガス設備	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	九万三千六百円（電子申請による場合にあっては、八万四千四百円）